

払戻金制度について

当社職業紹介により就職した者が入社後、自己都合により退職に至った場合、受領した紹介手数料の一部について、下記の期間及び割合に定める金額を求人者へ返還します。

紹介手数料の一部を返金する場合は、以下の通りとする。

- ・入社後 1 か月以内に退職した場合、紹介手数料の 70%に相当する額を返金する
- ・入社後 3 カ月以内に退職した場合、紹介手数料の 50%に相当する額を返金する。